

日本障害者スキー連盟利益相反禁止運用規程

第1条（目的）

日本障害者スキー連盟の行動規範 第2条（13）において、当連盟の役職員は利益相反行為を下記の通り禁止されている。本規程は、これらの禁止行為を未然に防止するため利益相反行為についての運用を明らかにすることを目的とする。

1. 日常の行動については、公私の別を明らかにして、職務やその地位を利用して、自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
2. 業務委託・物品・サービス等の購入・契約などについては、取引業者との関係を明確にして、利益相反に留意し特定業者への利益供与を排さなければならない。

第2条（運用）

1. 日本障害者スキー連盟の役職員は、当連盟の事業・業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。
2. 役職員は、事業・業務を行うに当たり、理事、職員、当連盟のその他関係者あるいは実行団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。
3. 利益相反の防止を目的として、当連盟からの助成又は貸付を受ける実行団体及び業務を行う団体の理事、職員、その他意思決定へ関与する権限を有する者の当連盟への関与を禁ずる。
4. 役職員は、その他の利益相反行為を禁ずる。
5. 役職員が、本禁止規定に違反し日本障害者スキー連盟に著しい損害を与えた場合には、その損害の弁済を求め懲罰の処分を行うことがある。

第3条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

付則 この規程は、令和3年10月9日から施行する。

令和3年10月9日制定